

平成23年度 第2回

大阪府都市計画審議会  
会議録

【 抜 粋 】

日 時：平成24年2月14日（火）

午後2時30分～午後4時25分

場 所：大阪府中央区大手前三丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪2階 鳳凰の間

平成23年度 第2回大阪府都市計画審議会委員名簿

| 番号 | 資格                     | 氏名     | 職名           | 出欠 | 備考               |
|----|------------------------|--------|--------------|----|------------------|
| 1  | 学識経験の者<br>あ 経 験 者      | 岡田 憲夫  | 京都大学教授       | 出  | 会長               |
| 2  |                        | 小林 潔司  | 京都大学教授       | 欠  | 会長代理             |
| 3  |                        | 松室 猛   | 地方行政研究会会長    | 出  |                  |
| 4  |                        | 児島 亜紀子 | 大阪府立大学教授     | 出  |                  |
| 5  |                        | 溝畑 朗   | 大阪府立大学教授     | 出  |                  |
| 6  |                        | 嘉名 光市  | 大阪市立大学准教授    | 欠  |                  |
| 7  |                        | 荻田 緋佐子 | 大阪商工会議所女性会参与 | 欠  |                  |
| 8  |                        | 西村 多嘉子 | 大阪商業大学教授     | 出  |                  |
| 9  |                        | 赤津 加奈美 | 弁護士          | 欠  |                  |
| 10 |                        | 井川 勝巳  | 大阪府農業会議会長    | 出  |                  |
| 11 |                        | 増田 昇   | 大阪府立大学教授     | 出  |                  |
| 12 |                        | 新田 保次  | 大阪大学教授       | 欠  |                  |
| 13 | 関係行政機関<br>の 職 員        | 小栗 邦夫  | 近畿農政局長       | 出  | 代理:農村振興課長 佐藤 吉信  |
| 14 |                        | 長尾 正彦  | 近畿経済産業局長     | 出  | 代理:地域開発室長 藤下 康   |
| 15 |                        | 上総 周平  | 近畿地方整備局長     | 出  | 代理:復興事業調整官 安藤 佑治 |
| 16 |                        | 石津 緒   | 近畿運輸局長       | 出  | 代理:交通企画課長 浪越 祐介  |
| 17 |                        | 坂口 正芳  | 大阪府警察本部長     | 欠  |                  |
| 18 | 府 議 会 議 員              | 置田 浩之  | 府議会議員(維新)    | 出  |                  |
| 19 |                        | 松本 利明  | 府議会議員(維新)    | 出  |                  |
| 20 |                        | 鈴木 憲   | 府議会議員(維新)    | 出  |                  |
| 21 |                        | 堀口 和弘  | 府議会議員(維新)    | 出  |                  |
| 22 |                        | 三浦 寿子  | 府議会議員(公明)    | 出  |                  |
| 23 |                        | 杉本 武   | 府議会議員(公明)    | 出  |                  |
| 24 |                        | 北川 法夫  | 府議会議員(自民)    | 出  |                  |
| 25 |                        | 前田 佳則  | 府議会議員(民主)    | 欠  |                  |
| 26 | 市町村の長を<br>代表する者        | 向井 通彦  | 大阪府市長会会長     | 出  |                  |
| 27 |                        | 中 和博   | 大阪府町村長会会長    | 欠  |                  |
| 28 | 市町村議会の<br>議長を代表<br>する者 | 日高 哲生  | 大阪府市議会議長会会長  | 出  |                  |
| 29 |                        | 福岡 邦彬  | 大阪府町村議長会会長   | 出  |                  |
| 30 | 大阪市長及び<br>大阪市会議長       | 橋下 徹   | 大阪市長         | 出  | 代理:計画調整局長 北村 英和  |
| 31 |                        | 大内 啓治  | 大阪市会議長       | 出  | 代理:大阪市会副議長 青江 達夫 |

※ 委員31名中23名出席

平成23年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時委員名簿

| 番号 | 職名       | 氏名     | 関連議案番号              | 出欠 |
|----|----------|--------|---------------------|----|
| 1  | 和泉市長     | 辻 宏康   | 議第329-3号、<br>議第332号 | 出  |
| 2  | 和泉市議会副議長 | 須藤 洋之進 |                     | 出  |

平成23年度 第2回大阪府都市計画審議会幹事名簿

| 番号 | 職名            | 氏名     | 出欠 | 備考                                   |
|----|---------------|--------|----|--------------------------------------|
| 1  | 都市整備部長        | 村上 毅   | 欠  |                                      |
| 2  | 都市整備部技監       | 田中 義宏  | 出  |                                      |
| 3  | 都市整備部次長       | 伏井 安信  | 欠  |                                      |
| 4  | 都市整備総務課長      | 石木 慎一  | 欠  |                                      |
| 5  | 事業管理室長        | 坂本 幸三  | ※  | 臨時幹事:事業管理室課長補佐 浅井 敏彦                 |
| 6  | 総合計画課長        | 柴崎 啓二  | 出  | 臨時幹事:総合計画課参事 久保 幸太朗<br>臨時幹事: " 山城 徹也 |
| 7  | 市街地整備課長       | 磯崎 弘治  | 出  |                                      |
| 8  | 交通道路室長        | 中根 慎治  | ※  | 臨時幹事:道路整備課参事 藪内 生死                   |
| 9  | 河川室長          | 辰谷 義明  | ※  | 臨時幹事:河川整備課主査 吉田 博文                   |
| 10 | 下水道室長         | 大屋 弘一  | 出  |                                      |
| 11 | 公園課長          | 漆畑 良隆  | 出  |                                      |
| 12 | 港湾局長          | 井上 博睦  | ※  | 臨時幹事:計画調整課長 廣瀬 博治                    |
| 13 | 住宅まちづくり部長     | 佐野 裕俊  | 出  |                                      |
| 14 | 住宅まちづくり部技監    | 横小路 敏弘 | 欠  |                                      |
| 15 | 住宅まちづくり部理事    | 竹内 廣行  | 欠  |                                      |
| 16 | 住宅まちづくり部次長    | 岡本 富士男 | 欠  |                                      |
| 17 | 居住企画課長        | 越智 正一  | 欠  |                                      |
| 18 | 建築指導室長        | 中嶋 俊行  | 出  |                                      |
| 19 | 住宅経営室長        | 山下 久佳  | 欠  |                                      |
| 20 | 危機管理室長        | 吉村 庄平  | 欠  |                                      |
| 21 | 企画室長          | 酒井 隆行  | 欠  |                                      |
| 22 | 市町村課長         | 堀井 善久  | 欠  |                                      |
| 23 | 福祉総務課長        | 小原 理恵  | 欠  |                                      |
| 24 | 健康医療総務課長      | 柴田 明彦  | ※  | 臨時幹事:健康医療総務課総括主査 浦畑 光代               |
| 25 | 環境衛生課長        | 桐山 晴光  | 欠  |                                      |
| 26 | 商工労働総務課長      | 村上 和也  | ※  | 臨時幹事:商工労働総務課主査 藤岡 敏弘                 |
| 27 | みどり・都市環境室長    | 西山 潤二  | ※  | 臨時幹事:みどり推進課参事 波田 智行                  |
| 28 | 循環型社会推進室長     | 矢追 武   | ※  | 臨時幹事:産業廃棄物指導課主査 小西 弘和                |
| 29 | 環境管理室長        | 笠松 正広  | 欠  |                                      |
| 30 | 農政室長          | 北宅 久友  | ※  | 臨時幹事:整備課参事 小林 勝                      |
| 31 | 教委事務局教育総務企画課長 | 見浪 陽一  | 欠  |                                      |
| 32 | 教委事務局施設財務課長   | 福本 芳次  | ※  | 臨時幹事:施設財務課課長補佐 羽柴 章司                 |
| 33 | 教委事務局文化財保護課長  | 野口 雅昭  | ※  | 臨時幹事:文化財保護課主査 岡田 賢                   |
| 34 | 府警本部交通規制課長    | 小田 宮稔  | 欠  |                                      |
| 35 | 建築指導室建築企画課長   | 藤井 重保  | 出  | 臨時幹事                                 |
| 36 | 環境農林水産部副理事    | 梶山 善弘  | 出  | 臨時幹事                                 |

平成23年度 第2回大阪府都市計画審議会臨時幹事名簿

| 番号 | 職名               | 氏名    | 関連議案番号                     | 出欠 |
|----|------------------|-------|----------------------------|----|
| 1  | 池田市都市建設部長        | 真下 照雄 | 議第327-2号                   | 出  |
| 2  | 茨木市都市整備部長        | 大塚 康央 | 議第320号、議第327-1号            | 出  |
| 3  | 吹田市都市整備部長        | 寶田 保住 | 議第327-3号、議第330号、<br>議第333号 | 出  |
| 4  | 豊中市都市計画推進部長      | 半田 政明 | 議第330号、議第333号              | 欠  |
| 5  | 豊中市都市計画推進部都市計画室長 | 柿本 昇一 |                            | 出  |
| 6  | 枚方市都市整備部長        | 小山 隆  | 議第328-3号                   | 出  |
| 7  | 交野市都市整備部長        | 新庄 公一 | 議第322号                     | 出  |
| 8  | 門真市都市建設部まちづくり課長  | 小野 直宏 | 議第321号、議第328-1号            | 出  |
| 9  | 守口市都市整備部長        | 渡辺 安彦 | 議第328-2号                   | 出  |
| 10 | 羽曳野市都市開発部長       | 桜井 功康 | 議第324号                     | 出  |
| 11 | 富田林市まちづくり政策部長    | 浅川 充  | 議第323号                     | 出  |
| 12 | 太子町まちづくり推進部長     | 堂前 敏昭 | 議第325号                     | 出  |
| 13 | 河南町まち創造部長        | 片本 隆幸 | 議第326号                     | 出  |
| 14 | 高石市土木部長          | 田野 泰偉 | 議第329-2号                   | 出  |
| 15 | 泉大津市都市整備部長       | 生田 正  | 議第329-1号、議第331号            | 欠  |
| 16 | 和泉市都市デザイン部長      | 溝川 佳三 | 議第329-3号、議第332号            | 出  |
| 17 | 岸和田市まちづくり推進部長    | 野中 道弘 | 議第334号、議第335号              | 出  |
| 18 | 岸和田市建設指導課長       | 松本 英則 |                            | 出  |

# 目 次

|   |                                    |    |
|---|------------------------------------|----|
| 2 | 議第320号 「北部大阪都市計画道路の変更」について         |    |
|   | 議第327-1号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について..... | 3  |
| 3 | 議第321号 「東部大阪都市計画道路の変更」について.....    | 8  |
| 4 | 議第322号 「東部大阪都市計画道路の変更」について.....    | 10 |
| 5 | 議第323号 「南部大阪都市計画道路の変更」について         |    |
|   | 議第324号 「南部大阪都市計画道路の変更」について         |    |
|   | 議第325号 「南部大阪都市計画道路の変更」について         |    |
|   | 議第326号 「南部大阪都市計画道路の変更」について.....    | 14 |

## 2 議第320号 「北部大阪都市計画道路の変更」について

### 議第327-1号「北部大阪都市計画用途地域の変更」について

【会長】（岡田憲夫君） 本審議会の会長を務めております岡田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

それでは、ただ今から、平成23年度第2回大阪府都市計画審議会の議事に入ります。今回、ご審議をいただきます案件は、あらかじめ皆様方のお手元にお届けいたしました議案書のとおり、「北部大阪都市計画道路の変更」を含みます23議案でございます。それでは、最初にご審議いただきますのは、議第320号及び327-1号です。この2つの議案につきましては、相互に関連する内容がございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

【幹事】（柴崎啓二君） 総合計画課長の柴崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、説明に入らせていただきます。

議第320号「北部大阪都市計画道路の変更」から議第326号「南部大阪都市計画道路の変更」までは「都市計画道路の見直し」に伴う変更案件でございます。スクリーンをご覧ください。

都市計画道路の見直しに関する取り組み状況につきましては、昨年度、本審議会に報告してまいりましたが、昨年3月に「都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、今年度その方針にしたがって、未着手となっているすべての路線を対象に、各路線ごとの評価を行っています。

まず、この「都市計画道路見直しの基本方針」について、簡単にご説明させていただきます。見直しの背景として本格的な人口減少社会の到来による将来の交通需要の減少、及び公共投資の抑制による都市基盤施設のより一層効率的な整備、維持に関するマネジメントの必要性が高まっています。

また、戦後や高度経済成長期に数多く都市計画決定されたことから、成熟型

社会の到来を迎えた今日とは、時代背景が大きく異なり、既にその意義を失っているものが多くあります。また、これらの都市計画道路には、幅員などにおいて、現在の道路規格に適合しないものもごございます。

このため時代に適合し、今後も必要な都市計画道路と、そうでないものを仕分けし、整備の必要性を判断することにより、行政責任を明確化するとともに、不要な権利制限を排除していくものであります。

具体的な見直しの流れとしては、基本方針に基づくフローにより、事業未着手の各路線の評価を行っており、都市計画変更が必要な廃止候補に至る評価としては次の4つのパターンが考えられます。

まず、1つ目は、交通処理機能の必要がなく、概ね市街化調整区域内に位置する場合、必要性がないと評価し、廃止といたします。

2つ目は、交通処理機能の必要がなく、市街化区域内に位置するものの、交通安全機能などの4つの機能の必要性がない場合、必要性がないと評価し、廃止といたします。

3つ目は、交通処理機能の必要がなく、概ね市街化区域内に位置し、交通安全機能などの諸機能の必要性がある場合、実現性の評価に移ります。ここで30年以内に着手しない場合、交通安全機能と防災機能を再検討し、その機能が著しく高いと言えない場合は廃止といたします。

4つ目は、交通処理機能の必要がある場合、実現性に移り、その後は先ほどと同様、両機能が著しく高いと言えない場合は廃止といたします。以上が「都市計画道路の見直し方針」の概要であります。

次に、今後の見直しのスケジュールにつきましては、今年度から平成25年度までの3年間の都市計画審議会でご審議していただく予定であり、今回はその第1回目でございます。今回お示しいたします都市計画道路の見直し案件は、特定の開発に関連するものや、あるいは周辺の現道の交通量の趨勢から見て代替が可能と考えられる路線のみを先行的に整理し、ご審議をお願いするものです。

なお、残る都市計画道路については、将来交通量の予測や見直し方針による評価を行った結果、先般、大阪府の素案として関係市町に提示させていただいたところであり、今後、これらについてどのような見直しとするかを各市町と



協議・調整を進めていく予定としています。

それでは、各案件の説明をさせていただきます。議第320号「北部大阪都市計画道路の変更」及び議第327-1号「北部大阪都市計画用途地域の変更」は相互に関連がございますので一括して説明させていただきます。

都市計画道路阪急茨木駅総持寺線は、阪急茨木市駅から都市計画道路総持寺太田線に至る、延長約1,320メートル、幅員16メートル、2車線で昭和38年に計画された路線であります。

本路線の、阪急茨木市駅から都市計画道路茨木寝屋川線までの約740メートル区間につきましては、既に整備されておりますが、都市計画道路茨木寝屋川線から同総持寺太田線までの約580メートルの区間は未整備となっております。この未整備区間については、JR東海道本線の茨木駅と摂津富田駅間の新駅整備に伴う駅前のまちづくりにあわせて見直しを行った結果、本路線は都市計画道路茨木寝屋川線と同総持寺太田線とを結ぶネットワーク機能を有していましたが、JR東海道本線の北側に同じ機能を有する市道田中町西河原線が整備されたことから、本区間の必要性は低いものと評価しています。

このため、都市計画道路茨木寝屋川線から同総持寺太田線までの約580メートルを廃止し、名称を阪急茨木駅大住線に変更するものであります。また、併せて都市計画道路阪急茨木駅総持寺線枝線1号線の名称を同阪急茨木駅大住線枝線1号線に変更するものであります。

廃止に至る流れといたしまして、交通処理機能としては、同等の機能を持つ代替路線が新たに整備されたことにより、交通処理が可能となり、その必要性は低いと考えております。また、全区間が市街化区域に位置していますが、計画周辺地域の市街化が既に進んでおり、さらに、新駅周辺のまちづくりにおいて支障をきたすことから、市街地形成機能の必要性も低いと判断し廃止といたしました。

以上が、都市計画道路阪急茨木駅総持寺線の変更に関するものでございます。

次に、用途地域の変更といたしまして、「庄1丁目地区」と「大住町地区」の変更について説明いたします。

「庄1丁目地区」は、新たな交通結節点となる駅前にふさわしい土地利用の誘導を図るため、用途地域を準工業地域から近隣商業地域へ変更し、容積率を

200パーセントから300パーセント、建ぺい率を60パーセントから80パーセントにそれぞれ変更するものです。これらの案件について地元説明会を開催し変更内容について説明を行い、昨年12月に2週間、都市計画法第17条の案の縦覧を行いましたところ、用途地域の変更に關し、14通の意見書が提出されました。意見書の主な内容といたしましては、次の3点であります。

まず、1点目といたしまして、新駅の利便性を悪用するパチンコなどの遊戯施設や無秩序な商業施設の立地を排除し、良好な環境を形成するため、住居用途地域にしてほしい。

この意見に対する大阪府の見解としまして、本区域は、これまで工場が立地していたため準工業地域となっておりますが、工場の移転や新駅の設置に伴い土地利用の転換が見込まれるため、駅前に相応しい用途地域への変更が必要です。また、日常購買施設の立地誘導を図り、周辺住民の利便性の向上を図るとともに、土地の高度利用により、集約・連携型都市構造の強化を図るものです。

なお、用途地域の変更に合わせて茨木市の都市計画で地区計画を定め、駅前広場やアクセス道路の整備、本地区に相応しくないマージャン店、パチンコ店などの建築物を制限、緑化率や壁面の位置の制限を定めることにより、周辺環境にも配慮した緑豊かな市街地環境の整備を誘導します。

2点目といたしまして、用途地域の変更は周辺住民の環境改善を第一とすべき。建ぺい率と容積率を引き上げることは日照被害、風害、交通問題を悪化させる。また、新駅改札口近辺の自転車と歩行者の安全が懸念される。駐輪場や駐車場の十分な確保を願う。

この意見に対する大阪府の見解としまして、日影規制については、周辺の住居系用途地域の区域に日影を及ぼす場合は規制の対象となり、容積率の引き上げなど用途地域の変更により規制内容が変わるものではありません。また、茨木市においては、平成22年度から高度地区の指定により地区の状況に応じた建築物の高さ制限を行い、良好な市街地環境の保全・誘導を図っているところです。

次に、駅前に乗り入れる自転車と歩行者の安全対策としましては、駅前の2ヶ所に駐輪場を整備するとともに迷惑駐輪に対しては指導員を配置するなど茨木市において歩行者の通行安全等の確保に努めてまいります。

なお、駐車場については茨木市の条例や要綱に基づき商業系・住居系といった施設・規模などに応じて適宜、整備するものです。

最後に3点目といたしまして、新駅や高層マンションができることで周辺道路の交通量が増えることが予想される。特に、千歳橋から総持寺交番間は歩道もなく非常に危険なため、道路拡幅などの対策が必要である。

この意見に対する大阪府の見解といたしまして、新駅設置による周辺道路への影響については、市北部の山手側から本地区を通過し、阪急茨木市駅へと流れている交通量が新駅を利用することにより、減少が見込まれるため、阪急茨木市駅の利用は本地区から南側の区域になるなど、交通が分散化するものと想定されます。また、高層マンションの立地による影響は、居住者が直近の新駅を利用する可能性が高いため、交通量の増加は少ないものと想定されます。

さらに、駅利用者や地区住民以外の通行による負荷を排除するため、新駅のアクセスについては通過交通が発生しない計画としています。また、アクセス道路が接続する市道庄中央線に影響がある場合は、道路管理者である茨木市において駅前広場に向かう車両の右折車線の設置や歩道設置などの対策を検討していくこととしています。

なお、茨木市東部地域における道路ネットワークとしては、当該地区の既存道路と並行して都市計画道路茨木寝屋川線が計画されており、将来的には当該地区を通過する交通は、この都市計画道路に転嫁されるものと考えております。

案の作成にあたり、昨年9月29日に公聴会を開催したところ、1名の方が公述され、主な意見としては意見書と同趣旨です。

次に、「大住町地区」については議第320号で説明しました北部大阪都市計画道路（阪急茨木総持寺線）の一部廃止に伴い、用途地域の境界線の整理を行うものです。変更の内容については、第一種住居地域から第二種中高層住居専用地域に変更するものです。この変更に対する公述の申し出及び意見書の提出はありませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、ないようですので、表決に入ります。この2つの議案につきましては、まず一括して表決を行うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【会長】(岡田憲夫君)** ご異議がないようですので、それでは、この2つの議案につきまして一括して表決を行います。議第320号327-1号、これらを原案どおり承認することについて、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【会長】(岡田憲夫君)** ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは、次にご審議いただきますのは、議第321号です。その内容につきまして、幹事に説明をさせます。

### 3 議第321号 「東部大阪都市計画道路の変更」について

**【幹事】(柴崎啓二君)** 次に、議第321号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。本案件は門真市域における都市計画道路古川橋駅桑才線ほか2路線の見直しに関するものであります。

まず、門真市域における南北方向の広域的な断面交通量について確認すると、大阪中央環状線、八尾茨木線、八尾枚方線及び国道170号の4路線で、平成22年の道路交通センサスによる交通量の合計が、一日当たり約159,000台となり、計4路線で合計16車線の交通容量に対して、十分満足しております。また、平成17年の断面交通量と比較しても約10パーセント減少している状況です。以上の広域的な交通状況を踏まえ、各路線についての内容を説明いたします。

まず、都市計画道路古川橋駅桑才線は、京阪本線古川橋駅から都市計画道路桑才下馬伏線までの延長約1,340メートル、幅員18メートル、2車線で、昭和43年に計画された路線であります。

本路線の京阪古川橋駅から国道163号の南約200メートルまでの区間は、既に都市計画幅員で整備されており、そこから南側の約550メートルの区間については、幅員10メートルから18メートル、2車線の府道八尾茨木線と重複し、都市計画上の2車線が既に確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足しているものの、両側に概ね歩道が確保されています。このため、今後、都

市計画事業で歩道の充実を目的とした計画幅員での拡幅の必要性が低いことから、都市計画上のネットワークを考慮し、国道163号以南の約750メートルの区間は廃止するものであります。

次に、都市計画道路藤田三ツ島線は、守口市界から都市計画道路桑才下馬伏線までの延長約2,000メートル、幅員22メートル、4車線で昭和43年に計画された路線であり、全線未整備となっております。

交通処理機能としては先ほど示したとおり南北方向の広域的なネットワークでの交通処理が可能と考えられ、その必要性は低く、また、全線が市街化区域に位置しており、周辺は既に住宅地が形成されているため、市街地形成機能の必要性も低いことから全線廃止としております。

次に、都市計画道路枚方八尾線は、国道163号から大東市界までの延長約2,450メートル、幅員16メートル、2車線で、昭和34年に計画された路線であり、全線が幅員11メートルから12メートル、2車線の府道八尾枚方線と重複し、都市計画上の2車線が既に確保され、計画幅員に対して歩道幅員が不足しているものの、両側に概ね歩道が確保されています。このため、今後、都市計画事業では、計画幅員まで拡幅しないことから全線廃止とするものであります。

今回変更を行う3路線をフローにしたがって評価しますと、交通処理機能は、南北方向の広域的なネットワークでの交通処理が可能であり、各都市計画道路とも必要性が低く、全線市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、その必要性が低いことから、廃止としております。

以上により、各路線の変更内容については、古川橋駅桑才線は計画延長を約1,340メートルから約590メートルに変更するものであります。また、藤田三ツ島線及び枚方八尾線については、全線廃止するものであります。

この案について地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。

また、公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対し、意見書の提出はございませんでした。説明は以上でございます。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。それでは、ないようですので、

表決に入ります。議第321号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【会長】(岡田憲夫君) ご異議がないようですので、原案どおり可決いたします。それでは、次にご審議いただきますのは、議第322号です。その内容について、幹事に説明をさせます。

#### 4 議第322号 「東部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事】(柴崎啓二君) 議第322号「東部大阪都市計画道路の変更」について、ご説明いたします。本案件は、交野市域における都市計画道路天の川磐船線ほか1路線の見直しに関するものであります。

まず、都市計画道路天の川磐船線は枚方市界から国道168号までの延長約2,780メートル、幅員25メートル、4車線で昭和43年に計画された路線であり、枚方市界から第二京阪道路までの区間は既に整備されておりますが、第二京阪道路より南側は未整備となっております。

このうち、第二京阪道路から府道交野久御山線までについては、第二京阪道路へのアクセス機能とあわせて、第二京阪道路やそのランプに近接した市街化区域にも関わらず、現状では市街化が進んでいないことから、今後の市街化が見込まれ、市街地形成機能を有しているため、必要性が高いものと評価しております。

また、府道交野久御山線から国道168号までの約1,540メートルの区間については、幅員11メートル、2車線の国道168号が並行し、平成22年の道路交通センサスにおける交通量は一日当たり約7,000台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年の交通量と比較しても、約39パーセントの減少となっております。交通処理機能としては、今後、将来交通量の減少傾向を考慮し、現道での交通処理が可能と考えられ、その必要性が低く、また、一部市街化区域に位置する区間は既に住宅地や団地が立地しており、市街地形成機能の必要も低いことから、府道

交野久御山線から国道168号までの区間は廃止としております。

以上をフローにしたがって評価すると、交通処理機能は現道で交通処理が可能であり、その必要性が低く、交野久御山線から国道168号までの間については一部市街化区域に位置しているため、市街地形成機能等の諸機能について評価した結果、その必要性が低いことから、廃止としております。これにより、天の川磐船線の変更内容については計画延長を約2,780メートルから約1,240メートルに変更するものであります。

次に、都市計画道路村野神宮寺線は、枚方市界から府道枚方大和郡山線までの延長約2,920メートル、幅員14メートル、2車線で昭和43年に計画決定された路線であり、第二京阪道路から西側については、一部区間を除き、府道枚方大和郡山線と重複し、都市計画上の2車線が確保されていますが、第二京阪道路から府道枚方大和郡山線までの延長約660メートルの区間は未整備となっております。この区間においては、並行する府道枚方大和郡山線が現状で大きな混雑はなく、市街化調整区域内に位置しており、開発の見込みもないため、交通処理機能の必要性は低いことから、廃止としております。また、残りの未着手区間は、大阪府の評価結果をもとに今後、交野市と協議を進めていく予定であります。

以上をフローにしたがって評価しますと、交通処理機能は現道で交通処理が可能であり、その必要性が低く、全区間が市街化調整区域に位置していることから、廃止としております。これにより、本路線の計画延長を約2,920メートルから約2,260メートルに変更するものであります。

この案件について地元説明会を開催し、変更内容について説明を行いました。また、昨年10月28日に公聴会を開催し、1名の公述がありました。

さらに、昨年12月14日から28日までの2週間、案の縦覧を行いましたところ、1通の意見書が提出されました。意見書の主な内容としては、2点あり、1点目については、公聴会の公述意見と同趣旨の内容であります。このため、公聴会での公述及び意見書の要旨を併せて説明したのち、府の見解を説明いたします。公述の要旨及び1点目のご意見は次のとおりであります。

天の川磐船線と並行する国道168号にはJR学研都市線との平面交差部に踏切があり、当該踏切の南側については国道168号が大きくカーブしている。

そのカーブ部分で京阪河内森駅方面からの市道が交差した三叉路となっており、信号機の設置もされていない。

また、天野が原4丁目交差点、西川原交差点及び私市交差点に右折専用レーンがないなどの問題がある。これらにより、国道168号に渋滞が発生しており、この渋滞を避けるため、私市の村中や天野が原の住宅街に恒常的な交通流入が発生している。

また、都市計画道路天の川磐船線の第二京阪道路から交野久御山線までの区間については、並走する国道168号はあまり構造上の問題がない部分であるが、廃止対象となっている交野久御山線から藤が尾までの区間については国道168号に構造上の問題がある部分であり、少なくとも藤が尾までは残すべきである。

さらに、第二京阪道路から交野久御山線までの廃止対象区間の建設時期は不明であり、また、将来的に廃止対象外区間ですら廃止対象となる可能性が残っている。今般、大阪府の財政上の都合や第二京阪道路開通による交通量の減少等を理由として天の川磐船線の一部区間の廃止を計画しているが、国道168号の問題へ対応できるにもかかわらず何ら対応していない。解決策を提示した上で手続きを進めるべきである。というご意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、当該路線は昭和43年当時、高度経済成長を前提として計画設定されたものであるが、今後の人口減少に伴う社会情勢の変化を踏まえると、将来的にも交通量の増加が見込めず、また、必要性の低い都市計画に係る土地の利用に対して、今後も長期的な制限を課すことについて見直すべきと判断し廃止するものであります。なお、第二京阪道路から交野久御山線までの区間については、市街化区域内に存していること、第二京阪道路やそのランプに近接していることから、今後の市街化が見込まれ、市街地形成機能を有していると判断されるため、存続としております。また、国道168号については、一部複雑な構造となっている箇所があることから、交通事情を調査し、問題点を確認した上で、道路管理者として地元、交野市と現道対策について調整してまいりたいと考えております。

次に、案の縦覧に対する意見書の2点目の内容としましては、今般、大阪府の財政上の都合や第二京阪道路開通による交通量の減少等を理由として村野神



宮寺線の一部区間の廃止を計画しているが、その計画には既に建設済の村野神宮寺線における問題点への解決策が何ら提示されていない。村野神宮寺線倉治6-1に限り、歩道が整備されておらず、土地所有者との継続的な協議を進めるべきであるが、残念ながら1年以上もの間、土地所有者との協議を行っていない。また、倉治2丁目交差点では、村野神宮寺線建設時の交差点内の電柱が1本撤去されずに残っている。こういった地元からの声を真摯に受け止め誠実に対応した上で村野神宮寺線の一部区間の廃止手続きを進めるようお願いする。という意見でございます。

これに対する大阪府の見解は、都市計画道路村野神宮寺線の変更区間は、第二京阪道路から府道枚方大和郡山線までの間であり、ご指摘の倉治6丁目、2丁目の箇所は変更区間ではないため、本案に関する意見ではないものと考えております。なお、ご指摘の箇所については、道路管理者として引き続き地権者等と交渉を行ってまいります。

以上が公聴会での公述と意見書の要旨及びこれに対する大阪府の見解でございます。説明は以上です。

**【会長】（岡田憲夫君）** ただ今、幹事から説明を受けました本議案につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。それでは、ご意見、ご質問がございませんので、表決に入ります。議第322号を原案どおり承認することにつきまして、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** ご異議がないようですので原案どおり可決いたします。それでは、次にご審議いただきますのは、議第323号から326号です。この4つの議題につきましては、相互に関連する内容でございますので、幹事にまとめて説明をさせます。

- 5 議第323号 「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第324号 「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第325号 「南部大阪都市計画道路の変更」について
- 議第326号 「南部大阪都市計画道路の変更」について

【幹事】(柴崎啓二君) 議第323号「南部大阪都市計画道路の変更」から議第326号までの4案件は相互に関連がございますので、一括してご説明いたします。では、スクリーンをご覧ください。

本案件は、羽曳野市から河南町に至る都市計画道路柏原赤阪線と、それに関連する都市計画道路の見直しに関するものであります。

まず、柏原赤阪線は、羽曳野市の柏原市境から、河南町の国道309号までの羽曳野市、富田林市、太子町及び河南町の2市2町において、総延長約9,200メートル、幅員25メートル、4車線で昭和45年に計画された路線であります。本路線については、見直しの基本方針に従い評価した結果廃止としております。

具体的には、交通処理機能として国道170号以東の南北方向の広域的な断面交通量について確認すると、国道170号、旧国道170号、柏原駒ヶ谷千早赤阪線の3路線で、平成22年の道路交通センサスによる交通量が一日当たり約68,000台となり、3路線で合計8車線の交通容量に対し、十分満足し、また、平成17年の断面交通量と比較しても約7%減少しております。

また、本路線と並行する府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線は、幅員約7メートルから10メートル、2車線の路線であり、平成22年の道路交通センサスにおける交通量は一日当たり約6,000台から9,000台で、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年の交通量と比較しても、約17%の減少となっております。このため交通処理機能としては、今後の将来交通量の減少傾向も考慮し、現道での交通処理が可能と考えられその必要性が低く、また、概ね全線が市街化調整区域に位置しており、開発の見込みがないことから、廃止としております。

次に、柏原赤阪線に接続する、羽曳野市域の河原城駒ヶ谷線の柏原赤阪線から大黒上ノ太子線までの区間については、並行する府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線

が、幅員約7メートル、2車線の路線であり、平成22年の道路交通センサスにおける羽曳野市駒ヶ谷での交通量は一日当たり約6,000台のため、現状で大きな混雑はなく、現状の交通容量に照らしても問題なく、また、平成17年の交通量と比較しても、約17%の減少となっております。将来交通量の減少傾向や、市街化調整区域に位置していることから、柏原赤阪線と同様、廃止としております。なお、残りの未着手区間は、大阪府の評価結果を基に今後、羽曳野市と協議・調整を進めていく予定であります。

次に、富田林市から河南町に至る狭山河南線の市道中野若松4号線から柏原赤阪線までの区間については、並行する都市計画道路富田林太子線が幅員約16メートル、2車線の路線であり、平成22年の道路交通センサスにおける富田林市西条町での交通量は一日当たり約13,000台で、現状で大きな混雑はなく現状の交通容量に照らしても大きな問題はなく、また、平成17年の交通量と比較しても、約26パーセントの減少となっております。

将来交通量の減少傾向や市街化調整区域に位置していることから柏原赤阪線と同様、廃止としております。なお、残りの未着手区間は、今後、大阪府の評価結果を基に富田林市と協議・調整を進めていく予定であります。

今回、変更を行う3路線をフローにしたがって評価しますと、交通処理機能は、現道で交通処理が可能であり、各都市計画道路とも必要性が低く、概ね市街化調整区域に位置していることから、廃止との評価になります。なお、太子町域における府道美原太子線と都市計画道路富田林太子線をつなぐ区間は、太子町の玄関に位置しており太子町域内の道路ネットワークとして必要性が高いことから、存続としております。以上について市域、町域ごとに変更内容をご説明させていただきます。

まず、羽曳野市域においては、柏原赤阪線を全線廃止し、河原城駒ヶ谷線の延長を約5,730メートルから約4,640メートルとし、併せて、名称を河原城大黒線に変更するものであります。

次に、富田林市域においては、柏原赤阪線を全線廃止し、狭山河南線の延長を約5,420メートルから約5,280メートルに変更するものであります。

次に、太子町域においては、柏原赤阪線の延長を約890メートルから約340メートルとし、名称を太子西条線に変更するものであります。

次に、河南町域においては、柏原赤阪線と狭山河南線を全線廃止するものがあります。

次に、この案件について、地元説明会を開催し、変更内容について説明しました。公聴会での公述の申し出及び都市計画法第17条の案の縦覧に対して、意見書の提出はございませんでした。

最後に、審議案件の変更内容について、都市計画法第18条に基づき関係市の意見を聴きましたところ、富田林市から意見をいただいております。富田林市からの意見と、大阪府の見解を説明いたします。意見は、「変更による道路網全体の将来像を示すこと。」「変更の対象となる路線について、評価の基準及び結果を明確に示した資料を提示すること。」といったご意見をいただいております。

これに対する大阪府の見解は、本案件は周辺の現道の交通量の趨勢から見て廃止が可能と考えられる路線を全体の見直しより先行して整理したのですが、市への説明が必ずしも十分でなかったところもあったと認識しております。

ご意見は今後の見直しを踏まえてのことと思われませんが、府域全体の都市計画道路の見直しについては将来交通量の予測や見直し方針による評価を行った結果、先般、大阪府の評価素案を各市町に示したところであり、今後は見直しの全体像も示した上で各市町と協議・調整を進めていく予定であります。また、評価の基準については、先ほど説明させていただいた評価フローにしたがって評価しており、今後もこの評価結果を明確に示していくことにいたします。説明は以上です。

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ただ今、幹事から説明を受けました議案につきましてご意見、ご質問はございませんでしょうか。特にご意見、ご質問がないようですので表決に入ります。まず、この4つの議案につきまして一括して表決を行うことにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【会長】（岡田憲夫君）** それでは、ご異議がないようですので、この4つの議案につきまして一括して表決をいたします。議第323号、324号、325号、326号これらを原案どおり承認することにつきましてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【会長】**(岡田憲夫君)      ご異議がないようですので原案どおり可決いたします。そ